



発行 新潟県

第 96 号

平成29年12月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1308 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1309 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1310 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1311 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1312 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 1313 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 1314 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1315 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1316 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1317 公共測量の実施通知（監理課）
- 1318 公共測量の実施通知（監理課）
- 1319 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1320 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1308号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧東浜漁業協同組合の区域
- 2 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日
平成29年11月16日

◎新潟県告示第1309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとお

り役員が就任した旨の届出があった。

平成29年12月15日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市大潟区内雁子262番地 平澤 栄一

就任年月日 平成29年11月30日

◎新潟県告示第1310号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年12月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 新発田市真野原外1145番地 長谷川 夷司
(理事長)

〃 北蒲原郡聖籠町大字網代浜1817番地 堀 常正
 〃 新発田市二ツ山858番地 大澤 三津男
 〃 〃 真野原2125番地 本間 正司
 〃 〃 中野17番地2 嶋津 登美雄
 〃 〃 稻荷岡2362番地 長谷川 智
 〃 〃 下中沢1113番地3 神田 義勝
 〃 〃 真中2139番地 高橋 毅
 〃 〃 南成田130番地 樺澤 隆明
 〃 〃 片桐571番地 杉林 武

監事 新発田市片桐203番地 瀧澤 佳春
 〃 〃 長島62番地 笠原 昭栄
 〃 〃 米子153番地 鈴木 壽男

就任年月日 平成29年12月2日

2 退任

理事 新発田市真野原外1145番地 長谷川 夷司
(理事長)

〃 北蒲原郡聖籠町大字次第浜1812番地13 高橋 捷造
 〃 新発田市真野原外1050番地9 大澤 三千男
 〃 〃 真野原2125番地 本間 正司
 〃 〃 中野17番地2 嶋津 登美雄
 〃 〃 稻荷岡2362番地 長谷川 智
 〃 〃 下中沢1113番地3 神田 義勝
 〃 〃 真中2139番地 高橋 毅
 〃 〃 南成田130番地 樺澤 隆明
 〃 〃 片桐571番地 杉林 武

監事 新発田市片桐203番地 瀧澤 佳春
 〃 〃 長島62番地 笠原 昭栄
 〃 〃 米子153番地 鈴木 壽男

退任年月日 平成29年12月1日

◎新潟県告示第1311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成29年12月8日認可した。

平成29年12月15日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1312号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり後谷ダム管理規程の変更を認可した。

平成29年12月15日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成29年12月8日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 ダム等の管理の原則
 - 第3章 洪水における措置に関する特則
 - 第4章 管理日誌に関する事項

◎新潟県告示第1313号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり甲戸取水工管理規程の変更を認可した。

平成29年12月15日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成29年12月8日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第5章 総則
 - 第6章 取水等の基準に関する事項
 - 第7章 管理日誌に関する事項

◎新潟県告示第1314号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項により準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成29年12月18日から平成30年1月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月15日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市東川口1974-26 川口土地改良区	川口	維持管理事業	変更	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	長岡市役所 小千谷市役所	第48条

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、

その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成29年12月18日から平成30年1月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	中之島中部	換地計画書の写し	長岡市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成29年12月18日から平成30年1月19日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	六箇（田麦（小豆中子））	換地計画書の写し	十日町市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取

消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1317号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成29年12月2日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼郡湯沢町三俣地域(一部)

◎新潟県告示第1318号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量等)
- 2 作業期間 平成29年11月20日から平成30年3月16日まで
- 3 作業地域 小千谷市内

◎新潟県告示第1319号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年11月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社板垣設備
板垣 豊
- 3 主たる営業所の所在地
村上市天神岡384番地1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20628号
- 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年11月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年11月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高建
高橋 賢一
 - 3 主たる営業所の所在地
-

村上市里本庄43番地3

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第324号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ネクスト
佐藤 健太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区逢谷内3丁目519番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45386号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年10月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社インターテック
中村 竜介
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区赤鋸549番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39474号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年11月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社隆工務店
佐藤 鎮男
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区川岸町3丁目28番地17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第4560号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年11月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年10月25日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社宇尾野建設
宇尾野 一工
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区津島屋6番地54
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第15417号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年10月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年11月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社勝巳建設
小飯田 澄雄
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区東青山1丁目24番地2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第22900号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年11月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年11月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林建築
小林 正
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市菅谷385番地
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第21676号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年11月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年10月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高島組
高嶋 広栄
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市五十公野1570
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21526号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年10月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年10月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社さいとう配管
齊藤 聡
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大字北潟甲769番地2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第40101号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年11月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社鈴木組
鈴木 米昭
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市小高1992
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第15981号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年11月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年10月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
共和建設株式会社
山口 義和
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市与板町広野724番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第7111号
 - 5 処分の内容 建築工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年11月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社太新電設
田中 裕一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市喜多町984番地9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第28063号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成29年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年11月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社カワケン
浅間 惣一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市西川口1565番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第40797号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤製作所
佐藤 清文
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市上横山15番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第11507号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
澤根建設株式会社
佐々木 秀
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市窪田768番地4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第11592号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社浄化槽技術センター
長橋 幸好
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区小口878番地2
-

-
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第1394号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
松泉電設株式会社
東間 輝男
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市村松甲968番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第1075号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年10月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
キョウリツシステム株式会社
金田 洋
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市米山台5丁目12番11号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42950号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年10月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社オニキス工業
池田 夏樹
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市八箇甲370番地3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44166号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年10月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年11月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐野建築
佐野 正
 - 3 主たる営業所の所在地
-

上越市大潟区渋柿浜138番地2

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41986号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1320号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年12月15日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年12月4日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
燕市吉田下中野字門光寺513番の内	5.00	25.38

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ケーズデンキ長岡川崎店
所在地 長岡市川崎町字野口1365-5
設置者 東宝株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地及び代表者名の変更)に関する届出
公告日 平成29年6月30日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年12月15日から平成30年1月15日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ケーズデンキ燕三条店
所在地 燕市井土巻4丁目258番地
設置者 有限会社三鷹企画
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地及び代表者名の変更）に関する届出
公告日 平成29年6月30日
- 3 意見の概要
(1) 燕市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年12月15日から平成30年1月15日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 村松ショッピングセンター
所在地 五泉市村松小新保1301-1
設置者 株式会社魚齋藤
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出
公告日 平成29年6月30日
- 3 意見の概要
(1) 五泉市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年12月15日から平成30年1月15日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年12月15日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店
所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地
設置者 株式会社PLANTほか1者
- 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者名の変更）に関する届出

公告日 平成29年8月1日

3 意見の概要

(1) 聖籠町からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年12月15日から平成30年1月15日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、産婦人科検診台及び泌尿器科検診台について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

産婦人科検診台及び泌尿器科検診台 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月25日(月) 午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。